

教保体第675号

令和5年7月6日

各県立学校長 様

県立学校部参事兼保健体育課長

新型コロナ後遺症に係る周知について（通知）

標記について、令和5年7月3日付け事務連絡で埼玉県保健医療部医療政策幹から、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、児童生徒及び保護者への周知に御協力いただくようお願いいたします。

また、新型コロナ後遺症に悩む児童生徒に対しては、早期に受診を勧奨し、本人及びその家族の不安を解消しながら、学びの継続に繋げることが必要です。児童生徒又は保護者から新型コロナ後遺症様症状について訴えがあった場合は、学校医等と連携して適切に健康相談等を実施するとともに、後遺症外来を設置する医療機関への受診を勧奨いただくようお願いいたします。

なお、不明な点については、必要に応じて担当まで御相談ください。

担当：健康教育・学校安全担当 峰岸・龍野

電話：048-830-6963

E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp



事務連絡
令和5年7月3日

各部主管課長
出納総務課長
企業局総務課長
下水道局下水道管理課長
監査事務局監査第一課長
人事委員会総務給与課長
労働委員会審査調整課長
教育局教育政策課長
警察本部総務課長

} 様



保健医療部医療政策幹

新型コロナ後遺症に係る周知について（依頼）

新型コロナ後遺症にかかる周知について、令和4年7月26日付保政第597-2号「新型コロナ後遺症に係る周知について（依頼）」により協力をお願いしていたところですが、

チラシデータについては、令和5年4月18日付事務連絡により修正を行った旨のご連絡をしておりましたが、このたび、再度の修正を行いましたので送付いたします。

つきましては、後遺症についての理解を進めるため、部局内各課所に別添のチラシデータを送付し、既に掲示しているチラシを差し替えるなど、周知に御協力くださいますようお願いいたします。

担 当	医療政策幹グループ 田丸、権田
電 話	048-830-7961
アドレス	a7500-01@pref.saitama.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の 後遺症にお悩みの方へ

新型コロナ後遺症とは？

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）は、新型コロナウイルス感染症に罹患した後に、感染性は消失したにもかかわらず、他に原因が明らかでなく、罹患してすぐの時期から持続する症状、回復した後に新たに出現する症状、症状が消失した後に再び生じる症状の全般をさしています。



症状は？

代表的な症状は次のとおりです。

- 倦怠感
- 咳・痰
- 嗅覚・味覚障害
- 脱毛
- 頭痛
- 集中力低下
- 抑うつ



新型コロナ後遺症かな？と思ったら…

▶ 後遺症外来を行う医療機関にご相談ください。

埼玉県では、県のホームページで新型コロナ後遺症の診療を行う医療機関を公表しています。

※ 受診前にホームページ掲載「新型コロナ後遺症受診チェックシート」をご確認ください。

ご家族や職場・学校の方へ

新型コロナ後遺症は不明な点が多く、重症化・長期化のおそれもあります。

安心して治療に専念できるよう、周囲の方のご理解とご協力をお願いします。

※ 高齢の方などインターネットが利用できない方には、周囲の方からお知らせください。



埼玉県 後遺症外来

検索

